

難民保護への課題

国際的保護に関する一般的結論 第92号(LIII)–2002–
第53会期 国連難民高等弁務官行動計画執行委員会

国連総会文書A/AC.96/973および
No.12A (A/57/12/Add.1) に掲載

執行委員会は、

難民保護のための国際的な枠組みを強化し、各国が対話と協力の精神を持って諸課題により効果的に取り組めるよう働きかけた、「難民の国際的保護に関する世界協議」の貢献を歓迎し、

特にこのような状況下、難民条約の50周年を記念して、2001年12月12日から13日にかけてジュネーブにおいて開催された1951年の「難民の地位に関する条約」・1967年の「難民の地位に関する議定書」の締約国の閣僚会合において採択された「締約国宣言」を歓迎し、

「世界協議」のプロセスを成功させるために費やされた多大なる努力についてUNHCRを称賛し、

UNHCR執行委員会とUNHCR共同作成の「難民保護への課題」に明記された「世界協議」のフォロー・アップ活動を、広範囲にわたる参加をもって推し進める意思が確認された国際的保護に関する結論第90号（LII）を想起し、

(a) 第24会期の常設委員会の決定に従い、「世界協議」のプロセスから生じ、文書A/AC.96/965/Add.1に含まれた「課題」を支持し、

(b) 「課題」が、難民の国際的保護を強化するための目標と目

的を表明した文書であり、奨励される諸行動の重要目録であること、また各国とUNHCR、その他の国連機関、国際機関、非政府組織（NGO）による行動を導く目的を持ったものであると認め、

(c) UNHCRに対して、第53回UNHCR執行委員会の報告書の付属文書として、「課題」を国連総会に送付するよう要請し、

(d) UNHCRに対して、「課題」を幅広く普及させ、そのフォロー・アップ活動にパートナーを積極的に参加させ、特にフォロー・アップ活動の優先事項を確立するために常設委員会の内外を問わず各国とのさらなる議論を行うことを要請し、

(e) すべての関係する主体に対して、各々の行動を必要とする活動を実施に移し、UNHCRの活動を促進しかつUNHCR自身のフォロー・アップ活動の実施に協力するよう奨励し、

(f) 活動の実施に伴い、「課題」の各要素をさらに発展させ、見直す機会を持つよう、UNHCRと各国政府を招請し、

(g) すべての関係するパートナーの「課題」の実施状況の監督に際してUNHCRと協力するよう各国政府を招請し、

(h) UNHCRに対して、政府とその他の関係者と協力しながら、常設委員会を通じて、UNHCR執行委員会に「課題」の進展状

況と実施のために取られたイニシアチブについて、随時報告するよう要請する。